

## 第 6 節

### 既存庁舎の利用と現窓口センターの検討

# 1

## 既存庁舎の利用について

本節では、既存3庁舎の今後の利用について検討します。

### (1)

#### 社庁舎の利用について

##### ■基本計画における位置づけ

- 新庁舎は、中央体育館と保健センターの跡地に整備することとしています。
- 新庁舎と来庁者駐車場の関係により、市民が利用しやすい庁舎を目指すうえで、現社庁舎が妨げになる恐れがあります。
- 新庁舎に機能移転後、現社庁舎を解体撤去し駐車場や広場として整備することも含め、現社庁舎の利用方法について、新庁舎の基本設計と並行して検討します。

##### ■庁舎として利用する場合の耐震補強(補足)

- 現社庁舎には庁舎機能を残さないこととしています。
- また、新庁舎は現社庁舎から距離をとり建設します。
- そのため、第2節にも記載していますが、現社庁舎には現行建築基準法の遡及適用はされません。耐震促進法(国土交通省)による耐震改修で、建築確認を受けず工事を行うことが可能です。
- ただ、既存建築物の耐震性能を上げるほど、改修規模が大きくなり費用が増大するほか、耐震壁やブレースの配置により建物内部の利用に制限が大きくなるので、各部屋の配置については十分検討する必要があります。
- 市民利用施設として利用する場合は、利用する市民の生命を守るために、新耐震基準に適合し、一般庁舎施設レベルの耐震性能(用途指標Ⅲ類)を持つ建築物に耐震改修する必要があります。



■図1-1 現社庁舎

## (2) 滝野庁舎の利用について

### ■広域消防本部としての利用

- 北播磨3市1町の消防広域化により、平成22年度から3階部分、平成26年度から2階部分を使用することで決定済みです。
- 平成26年度から広域消防本部が稼動するためには、現在分庁舎として使用されている2階部分を、遅くとも平成26年1月までに退去し、改修する必要があります。
- 滝野庁舎に配置されている各部門が新庁舎に移転するためには、平成25年末までに新庁舎が完成している必要があります。
- 1階部分については、消防広域化の進捗状況や周辺施設との連携などを考慮しながら検討を進めます。

### ■滝野庁舎の耐震補強

- 昭和59年建築で、新耐震基準の構造設計となっていますので、一般庁舎施設であれば、耐震補強なしで使用することが可能です。詳細は確認が必要です。
- 広域消防本部の災害時の位置づけにより、必要なレベルの耐震補強を行う必要があります。



■図1-2 現滝野庁舎

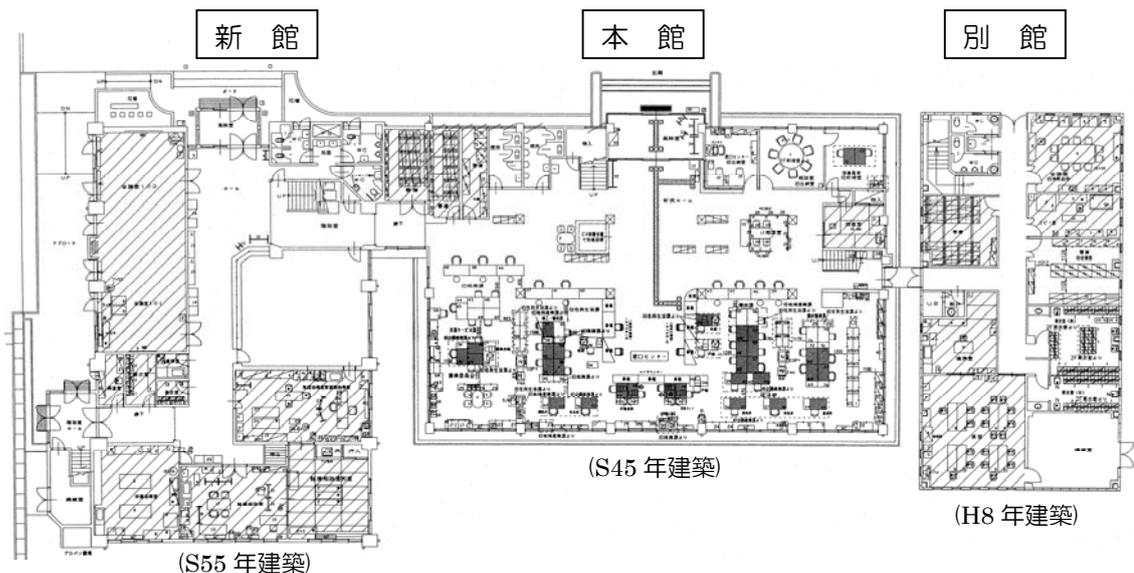
### (3) 東条庁舎の利用について

#### ■東条庁舎建物の現状

- 中央の本館は昭和45年建築で老朽化が進んでいます。現在配置されている各部署は新庁舎に移転しますが、その後の活用予定はありません。
- 保健センターとして使用されていた西側の新館は昭和55年建築で、現在建物内に東条地域に対応するケーブルテレビの基地局が設置されています。また、健康課（保健センター）が出張して筋力アップ教室、料理教室、がん検診等各種健診などの業務を行うことがあります。
- 東側の別館は鉄骨ALC造の簡易な建築物ではありますが、平成8年建築で、今後も使用することは可能です。
- 敷地北側には車庫棟や商工会東条支所があります。
- 新館西側には昭和56年建築の東条体育館がありますが、老朽化が進んでいるほか使用にも制約がある状況です。

#### ■東条庁舎建物利用の可能性

- 本館については、老朽化が進んでいるため、使用を続けるには耐震補強と大規模な改修が必要であり、取壊しを含めた検討を進めます。
- 新館部分はケーブルテレビ基地局があるため、当分の間、その機能を残し、空きスペースについては市民活動用施設とし、その運用について検討します。
- 別館部分については、東条地域小学校のアフタースクールなど、子育て支援の拠点として利用する、又は地域コミュニケーションの活性化や地場産業を活かしたまちなか再生拠点として利用するなどについて検討していきます。
- 新庁舎整備後の利用については、周辺住民の意見を聞きながら、引き続き検討を行います。



■図1-3 現東条庁舎1階平面図

## 2 現窓口センターについて

### (1) 新庁舎でのワンストップサービスの実施

#### ■窓口センター機能は新庁舎に集約します

- 分庁方式の課題（第1節）でも述べていますが、分庁舎方式による行政運営では、市民への迅速で的確なサービスの推進が維持できない状況となることが予想されます。
- そのため、統合新庁舎では窓口機能の集約と総合窓口の設置により、ワンストップサービスを実現し、市民サービスの充実を図ることとします。
- また、職員配置の合理化も含め、職員を配置していることによる施設や設備の重複を避けるため、窓口センターを新庁舎1ヶ所に集約します。
- 新庁舎整備後、現滝野庁舎及び現東条庁舎には行政機能を残さず、新庁舎に集約することが、市の行財政改革と統合の精神に最も適合した方針です。

### (2) 代替システム（体制）の検討

#### ■窓口機能を代替できるシステム（体制）について、検討を進めます。

- 他の自治体では本庁舎の窓口センター以外に、再開発ビルや駅舎、公共施設の一部、郵便局などに発券機などを設置して、市民サービスの平準化を図っている事例があります。
- ただ、滝野地域の方は、現社庁舎の敷地内に建設される新庁舎の方が近くなる場合もあり、また、新庁舎で全ての申請や証明証の発行が可能になることから、サービスの向上は図れると考えています。
- 東条地域の方も、新庁舎で全ての申請や証明証の発行が可能になることから、サービスの向上は図れると考えられますが、周辺施設での窓口機能の存続も継続して検討します。
- この場合、公民館や図書館、文化会館等の市の職員が常駐する公共施設において、職員が兼務して発券機を操作し、窓口サービスの一部を継承することも合わせて検討します。
- 新庁舎が整備されるまでに、窓口機能の一部を代替できるシステム（体制）の構築について検討を引き続き行っていきます。
- また、新庁舎など、公共施設への移動手段については、地域公共交通会議など関係機関と連携し検討を進めます。

### (3) 電子自治体の構築へ向けて

- 現在、市では総務省によって推進されている電子自治体の構築に向けて、情報セキュリティ対策を始めとした様々な課題に取り組みながら、その確立を目指しています。
- ただ、システムが変動する可能性のある時期の新庁舎整備であるため、市民サービスに影響のないように配慮した施設整備が必要です。
- また、加東市総合計画においても、「既存システムを最大限に活用しながら、コスト削減のための電子自治体の構築を一層進め、事務の簡素化・効率化や窓口業務の情報化を推進します。」となっており、新庁舎の整備において留意しなければならない課題の一つです。
- これまで進めてきた市民サービスのIT化（公的個人認証サービス、情報システムの運用、ネットワーク管理等）の推進を継承し、IT化による更なる市民サービスの拡大・充実を図ることのできる庁舎の実現をめざします。